

平成29年第4回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年4月25日 開会

平成29年4月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成29年第4回教育委員会定例会

平成29年4月25日（火）

開会 午前10時00分

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第14号 平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）について

報告第15号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について

報告第16号 新十津川町英語検定料助成事業負担金交付要綱の制定について

報告第17号 臨時代理の報告について（学校評議員）

報告第18号 臨時代理の報告について（新十津川町確かな学び推進会議委員）

報告第19号 平成29年度新十津川町立学校主任等の命免について

報告第20号 平成29年度新十津川町新規奨学生の選定について

報告第21号 平成29年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況について

報告第22号 平成28年度滝川市適応指導教室利用状況（後期分）について

5 議案審議

議案第8号 新十津川町教育委員会会議規則の一部改正について

議案第9号 新十津川町社会教育委員の委嘱について

議案第10号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について

議案第11号 新十津川小学校社会科副読本改訂委員会委員の委嘱について

議案第12号 新十津川町学校運営協議会設立準備委員会委員の委嘱について

6 その他

7 閉会

○ 出席委員（4名）

熊 澤 定 男

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

教育長	久保田 純 史
事務局長	中 畑 晃
主 幹	内 田 充
社会教育グループ長	武 田 晃 典
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成29年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、熊澤、新田両委員を指名しますのでよろしくお願いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

行事報告についてご報告申し上げます。内田主幹より報告いたします。

◎内田主幹

それでは、お手元の配布資料、行事報告と書かれた書類をご覧いただきたいと思えます。3月25日から本日4月25日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。3月25日、子ども会リーダー研修会開講式。3月25日から3月26日までネイパル砂川におきまして子ども会リーダー研修会が開催され、開講にあたり久保田教育長がご挨拶いたしました。参加者は、新小学6年生12人、指導者として町子連役員3人、シニアリーダー5人、職員3人の計11人、総勢23人が参加をいたしました。4月7日、新十津川小学校、中学校入学式。熊澤委員、新田委員、荒山委員に出席をいただいております。入学者数につきましては、小学1年生男子22人、女子30人、計52人、中学1年生につきま

しては、男子26人、女子21人、計47人が入学をしております。4月8日、新十津川町子ども会育成者連絡協議会の総会が改善センターで開催され、平成28年度の事業報告、平成29年度の事業計画等が審議をされました。役員改選が行われ、会長にみどり区子ども会の鎌塚聡子さん、副会長に菊水区子ども会の岩田考さん、事務局長に青葉区子ども会の新居剛紀さんがそれぞれ選出されました。4月10日、北海道美唄養護学校入学式が同校で行われ、久保田教育長が出席をいたしました。高等部新1年生11人のうち、本町から2名が入学をしております。同日、新十津川農業高校の入学式が同校で行われ、熊澤委員、新田委員、荒山委員、近藤委員に出席をいただきました。新1年生30名、うち新十津川中学校出身が10名入学をしております。同日、新十津川町文化スポーツ少年団本部理事会が改善センターで開催され、8団体9人、職員2人の計11人が出席をしております。平成28年度事業報告、平成29年度事業計画などが審議されており、同じく役員改選が行われ、本部長にミニバスケットボール少年団の笹木裕一さん、副本部長に一輪車サークルの山下明美さん、事務局長にサッカー少年団の坂本和陽さんがそれぞれ選出をされております。4月15日、新十津川小学校授業参観日が同校で行われ、久保田教育長が出席をしております。同日、新十津川町青年協議会定期総会が青年会館で開催され、平成28年度事業報告、平成29年度事業計画等が審議されており、また、役員改選も行われ、会長に岡村拓さんが選任をされております。4月16日、新十津川中学校の授業参観日が同校で行われ、久保田教育長が出席をしております。行政報告には掲載されておりませんが、4月22日、少雪により雪解けが早く、予定を繰り上げてふるさと公園屋外体育施設のパークゴルフ場がオープンをいたしております。残りのふるさと公園の野外体育施設は4月29日に、野球場、サッカー場、テニスコート、温水プールがオープンをする予定でございます。次に、少年団活動についてご報告申し上げます。尚武会少年部が3月26日、茨城県水戸市で行われました文部科学大臣杯第58回全国選抜少年剣道錬成大会において、423チームが参加しましてコート優勝し第7位に輝いております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

ないということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第14号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、報告第14号、議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校では、前年度の3月の6年生、合計50人が卒業したのに対しまして、新年度、4月に1年生52人が入学しております。また、在校生につきましては、前年度3月からの比較ということで、1段ずつ読み替えていただければと思います。例えば3月、1年生53人であった子どもたちは、同数のまま2年生に進級してございます。人数に異動があった学年といたしましては、新小学3年生となった児童は、進級時に1人減って54人となっております。2年生のとき55人だったのが54人ということです。また、小学6年生と

なった児童におきましても、進級時に1人減で54人となっております。小学校の合計は315人で、比較で前月と同数となっております。特別支援学級につきましては、合計数の内数でございますけれども1人減で7人でございます。次に、中学校について説明させていただきます。中学校につきましては、3月に3年生57人が卒業したのに対しまして、4月に47人入学してございます。中学2年生となった生徒は、進級時に2名減で62人ということで、合計で172人、前月と比較して12人の減となっております。うち特別支援学級につきましては、6人ということでございます。小中合わせまして487人で、前年度3月に比べまして12人の減となったところでございます。特別支援学級数につきましては、内数で13人でございます。人数については2人減でございます。以上をもって報告第14号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第14号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

◎久保田教育長

なしということでございますので、以上をもちまして、報告第14号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）についてを報告済みといたします。続きまして、報告第15号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の5ページをお開き願います。修学旅行生の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領は別紙とさせていただいておりますので、次項に掲載しております。6ページをご覧いただきたいと思っております。主な改正内容について説明させていただきます。今回の改正は、北海道教育委員会が定める要領に準じた改正となっております。新旧対照表につきましては7ページから9ページに掲載してございますが、その内容につきましては、改正後のものをご覧いただきながら説明させていただきますので、10ページをお開き願いたいと思っております。10ページの参考資料につきましては、改正後の要領について、今回改正した部分を網かけで表示させていただいております。まず、第2条でございますけれども、これまで1号から5号まで規定していたところでございますが、今までの5号を10号に繰り下げまして、新たに5つの業務について第5号から第9号まで追加してございます。まず第5号でございますけれども、第5号は登校時の通学指導業務について、第6号は校区内の巡視業務について、第7号は現場実習の引率業務について、第8号は家庭訪問の業務について、11ページに移りまして第9号は教育相談の業務についてそれぞれ規定いたしまして、第10号、これ従前5号だったものを10号にしたわけですが、第10号で修学旅行等の引率業務等に含めるものとして規定してございます。それから、次に第4条の第3項でございますけれども、今加えた業務等を割振りしたときには、校長は前後4週間の中で8日間の週休日を確保するよう勤務時間一覧表を作成して担当職員に通知することを定めている規定でございますけれども、この第3項でただし書きを加えてございます。ただし書きとして、勤務時間割振り簿により制度の適正な運用が確保され、そのことを担当、当

該担当職員が十分了知できる場合には、勤務時間一覧表の作成を省略できる旨の規定を追加してございます。次に第5条第2項でございませけれども、割振りした勤務時間に対する休憩時間のおき方についての規定でございませが、従前6時間を超えるときは1時間の休憩時間を置くとしていたものから、6時間を超えるときには45分、8時間を超えるときには1時間を置くよう改める内容となつてございませ。また、この第5条に新たに第3項を加えまして、午後10時から翌日の午前5時までは勤務時間を割り振ることはできない旨の規定を設けてございませ。以上が今回の改正内容でございませして、この改正要領は、平成29年4月1日から施行してございませ。以上、報告第15号の内容とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませせんか。

◎熊澤委員

だんだん細かくなつていきますね。細部にわたつて決められてきて。先生方も大変だなと思ひませ。内容に対してはありませせん。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

なしということとございませるので、報告第15号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてを報告済みといたしましませ。続きまして、報告第16号新十津川町英語検定料助成事業負担金交付要綱の制定について事務局より説明願ひませ。

◎中畑事務局長

議案書13ページをお開き願ひませ。新十津川町英語検定料助成事業負担金交付要綱は別紙のとおりといたしてございませして、14ページ、15ページに掲載してございませるので、そちらをご覧いただきたいと思ひませ。それでは、制定内容について説明をさせていただきます。まず、第1条でございませ。この要綱の主旨といたしましませ、本町の中学校に在籍する生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るとともに保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、英語検定料について予算の範囲内で負担金を交付する旨を規定してございませ。第2条では、負担金の交付対象となるものは、日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定に対する検定料であることを規定してございませ。第3条では、負担金の交付対象となるものを新十津川中学校と規定してございませ。第4条では、負担金の額は、検定料の全額である旨を規定してございませ。第5条では、負担金の交付を受けるためには、新十津川中学校長が申請書により教育委員会へ申請しなければならぬ旨を規定してございませ。第6条は、前条による申請に対する交付決定の手続きについて定めてございませ。第7条は、交付決定後に変更が生じた場合の手続きの方法について定めてございませ。第8条は、決定後に負担金を請求する際の手続きについて

定めてございます。第9条は、検定が終了し合否の結果が判明した場合には、速やかに教育委員会へ報告しなければならない旨を規定してございます。検定は年3回行われますので、その都度、報告していただくこととなります。第10条につきましては、実績報告といたしまして、すべての検定が終了したのちに報告書を、学校長から提出していただく旨を規定してございます。第11条は、委任事項で、この要綱に定めるものに関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしてございます。附則といたしまして、この要綱は、平成29年4月10日からといたしてございます。続きまして、16ページからは様式を定めております。今申し上げた条項に対応する様式をそれぞれ定めておりまして、16ページから22ページまでが必要とする様式でございます。様式の詳細につきましては割愛をさせていただきます。続きまして、23ページをご覧くださいと思います。23ページは、新十津川町英語検定料助成事業負担金事務取扱要領といたしまして、先ほどの要綱の事業を実施する上において必要な学校長が行う事務の取扱いについて必要な事項を定めたものでございます。引き続きその内容について説明いたします。1番、負担金事業の実施といたしまして、助成の対象は、学校を通じて申し込んだものに限るということで、生徒が学校を通じて申し込んだものでなければ助成の対象にはならないと規定してございます。申込みは、学校長が指定する日までに申し込まなければならないことも設けてございます。加えまして、申込み後に辞退又は欠席した場合などの検定料の保護者が負担しなければならない場合についてを規定してございます。災害等によらない、災害ですとか、インフルエンザなどによる出席停止、そのほか忌引き等の欠席以外については、保護者が負担しなければならないという趣旨でございます。続きまして、2の助成対象でございます。助成対象といたしまして、検定料の助成は、同一級に対して1回限りということでございます。同じ生徒が、年3回ある中で1回目の検定に、受けた級失敗した場合に、2回目受けたとしてもそれはもう助成の対象にはならないということでございます。また、2次試験を欠席した場合の取扱いなどについても規定をしてございます。3負担金の請求、申請・請求等といたしまして、学校長から教育委員会へ負担金の請求する場合の方法や事業完了後の精算の方法について規定をしてございます。その他といたしまして、疑義が生じた場合の取扱いについて規定をして対応することとなっております。24ページに入ります。24ページは、今ほどの要領の中で学校に申し込まなければならないとしていることから、生徒が学校長へ提出する受験申込書の様式を定めてございます。それから、25ページに英語検定料助成事業交付金事務の流れについて掲載してございます。左側は受験前の流れ、学校から生徒に検定がある旨を周知して生徒が学校に申し込むというような流れ、右側には受験後の流れ、英語検定を受験したのち、学校が教育委員会に報告書を提出、負担金の精算に至るまでの流れを図式化してございますのでご参照いただければと思います。以上をもちまして報告第16号の内容とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第16号新十津川町英語検定料助成事業負担金交付要綱の制定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

今現在、英語検定を受けている生徒ってどのぐらいの割合でいるんですか。それと、これを助成したことによって何人ぐらい増える予定をしていますか。

◎中畑事務局長

坂下グループ長よりお答えいたします。

◎坂下グループ長

私から答えさせていただきます。今年度の英語検定の受験の検定料の予算につきましては、各級、各学年の人数を考慮しまして、5級につきましては概ね中学1年生の人数、4級につきましては、中学校2年生の人数、3級につきましては、中学校3年生の人数と、そして準2級ということで、5名分の予算を確保しているところでございます。中学校では、1回目の検定が6月2日に実施されるものですから、5月2日までの締切ということで今現在受験する生徒を取りまとめているところでございますが、まだ取りまとめの途中段階ですので実際の人数的については把握しておりません。また、昨年度、学校で英語検定受験を勧奨しておりまして、校長裁量の予算の範囲の中で半額助成の実施をしております。その28年度の実績についてお答えしたいと思いますが、昨年度も年3回実施されまして、その受験人数は、5級につきましては2人、4級につきましては12人、3級につきましては8人、準2級につきましては2人受験をしているところでございます。以上で事業の説明を終わりたいと思います。

◎中畑事務局長

補足いたしますけれども、予算の関係につきましては、5級は1年生全員ということで47人分、4級につきましては62人分、3級については63人分を、まあ予算段階ですから正確にこの数字ではないと思いますが、概ねこの人数分は対応できるようにしているというところです。

◎久保田教育長

私からも補足説明させていただきます。これは新たに今年度から取り入れた教育施策でございまして、文部科学省では29年度末に、中学3年生のうち、50パーセントの人が3級を取得してほしいという文科省の目標が定められております。そのような中で、本町においても来る平成32年から、新学習指導要領や、文部科学省では英語に力を入れる関係もございまして、それらを見据えた中で本町においても学校の資料等で英語力を上げていただいて、中3までで3級を100パーセント取得していただくべく、全額支援したいということで政策で予算を計上させていただきました。先ほど坂下グループ長から説明ございましたように、実力のある方については準2級等の高校レベルにチャレンジしていただいて取得していただきたいと、前年度においても数名準2級を取得している方もありましたし、更に上位級へ目指していただきたいという思いがございましての今回の要綱の制定でございます。よろしいですか。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質問ございませんか。

◎熊澤委員

この級はこれ以上あるものなのかどうか。これは2級までで、中学英語専用のものな

のか、あるいは一般とのつながりということがどうなっているのかということを知りたいんですけれども。

◎久保田教育長

説明を求めます。事務局長。

◎中畑事務局長

24ページの表で、申込書にて申し上げます。まあ5級から2級まである、表示されておりますけれども、5級については、一般的には中学1年生程度の実力があれば5級が合格するであろうという級でございます。同じく4級については中学2年生、中学3年生で3級が概ね、まあ学力に見合った級であると言われております。準2級については、高校1年生程度になろうかと思えます。最上級は1級までございますけれども、まあ中学生段階においては2級までが限界であろうというところで、このように様式の方は定めさせていただいております。

◎熊澤委員

地域はどこで受けられるんですか。

◎中畑事務局長

1次試験、2次試験あるところでございますけれども、1次試験につきましては中学校で受けることが可能でございます。3級からは2次試験というものがあるわけがございますけれども、2次試験は滝川市内の学校で受けることが可能となっております。

◎熊澤委員

1級は一般も同じということになるんですか。

◎中畑事務局長

1級につきましては、大学上級程度に。

◎新田委員

難しいそうです、1級は。

◎久保田教育長

ですから、充分勉強していただいて、受かるタイミングで受けていただくのが私は一番いいと思うんですよね。2回目からは補てんありませんし。

◎荒山委員

学校でもこの英検に受かるような授業をするのですか。

◎久保田教育長

校長との協議の中で最低50パーセント、更には全員受かるような形の中で学校としてあるいは英語教師のスタッフとして、そのあたり町としての取組みを理解した中で授業を展開していただきたいという指示はしております。ただ如何せんその本人が一生懸命努力していただいて受験をクリアしていただかないとならないというところがあります

から、合格、合否についてはですね。授業力を高めてほしいということは指示しております。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎新田委員

今回は中学生に対しての助成になっていますが、今後、小学生でも受験したいという方にとっては助成する予定、そういう方向性はありますか。

◎中畑事務局長

小学校でも今英語が新しい学習指導要領では更に今5、6年やっているところを3、4年からスタートさせるというような方向になってございますので、当然、英検を受ける能力のある子が出てくるだろうなということは予測されますけれども、今の段階ではまず中学生に受験率をしっかりと高めていただいた中で、更に将来的にはという方向性は考えられますけれども、現段階でいつからという案は持ち合わせておりません。以上でございます。

◎久保田教育長

ほかには質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして報告第16号新十津川町英語検定料助成事業負担金交付要綱の制定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第17号臨時代理の報告について、学校評議員について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書27ページをお開き願います。1 報告事項、新十津川町立学校学校評議員の委嘱について。2 内容、別紙のとおりといたしまして次項に掲載しておりますので、28ページをご覧いただきたいと思っております。臨時代理第1号、新十津川町立学校学校評議員の委嘱について、会議を開催する時間的余裕がございましたので、代理して平成29年4月10日に教育長が委嘱の決定をいたしてございます。内容といたしまして、1 委嘱する者、小学校につきましては、田中宣昭氏、鈴木誠氏、齋藤信也氏、古瀬幸太郎氏の4人でございます。田中宣昭氏につきましては新任、残り御三方につきましては再任でございます。中学校につきましては、堀隆一氏、金行健次氏、泉水昇一氏、小田嶋池衣子氏の4人で、小田嶋池衣子氏が新任、残り御三方が再任でございます。任期につきましては、委嘱の日から平成30年3月31日までとしております。選任にあたりましては、それぞれの学校長から推薦を受けておりますことを申し添えさせていただきます。以上、報告第17号の臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第17号臨時代理の報告についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして報告第17号臨時代理の報告についてを報告済みといたします。続きまして、報告第18号臨時代理の報告について、新十津川町確かな学び推進会議委員の件でございますが、事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書29ページをお開き願います。1 報告事項、新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について。2 内容、別紙のとおりといたしまして、次項に掲載しておりますので30ページをお開き願います。臨時代理第2号、新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について、会議を開催する時間的余裕がございましたので、教育長が代理いたしまして平成29年4月14日に教育長が委嘱の決定をいたしてございます。内容につきまして説明いたします。新十津川町確かな学び推進会議委員に次の者を委嘱するとして、1 委嘱する者、表をご覧くださいと思いますが、教育委員から新田右子委員、社会教育委員から西田委員、小学校からは小野PTA会長、中学校から側PTA会長、そのほかにつきましては学校長、教頭、教諭、教育委員会から、教育委員会職員から構成されておりました、名簿に記載のとおりでございます。任期につきましては、委嘱の日から平成30年3月31日までといたしてございます。以上、報告第18号の臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第18号臨時代理の報告についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、なしということでございますので、以上をもちまして、報告第18号臨時代理の報告についてを報告済みといたします。続きまして、報告第19号平成29年度新十津川町立学校主任等の命免について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書31ページをお開き願います。平成29年度新十津川町立学校主任等の命免一覧、別紙のとおりといたしまして次項に掲載しておりますので32ページをお開き願います。1 新十津川小学校でございますけれども、新年度、新たに命じた日は平成29年4月4日としてございます。教務主任に寺崎教諭、学年主任につきましては、1 学年から6 学年まで順に1 年有田教諭、2 年庄田教諭、3 年奥山教諭、4 年森川教諭、5 年佐藤教諭、6 年高橋教諭でございます。保健主事は梅津養護教諭、司書教諭は石田教諭でございます。なお、前任者につきましては、平成29年3月31日付で免じておりました、前任者の氏名は表の右欄に掲載のとおりでございます。次に2 中学校でございます。新年度、新たに命じた日は平成29年4月5日としてございます。教務主任に平野教諭、学年主任が

1学年から3学年まで順に1年谷島教諭、2年小野寺教諭、3年桑島教諭でございます。生徒指導主事は亀谷教諭、進路指導主事は佐藤教諭、保健主事は廣瀬教諭でございます。なお、前任者は平成29年3月31日付で免じておりまして、前任者の氏名につきましては同様に右欄掲載のとおりでございます。以上をもちまして、報告第19号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第19号平成29年度新十津川町立学校主任等の命免について説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

なしということでございますので、以上をもちまして、報告第19号平成29年度新十津川町立学校主任等の命免についてを報告済みといたします。続きまして、報告第20号平成29年度新十津川町新規奨学生の選定について、事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書33ページをお開き願います。新規奨学生の人数、5人。審査にあたっては、成績、世帯の所得状況、健康状態について審査してございまして、3月まで在籍していた学校長の推薦を受けてございます。合計でございますけれども、本年度の貸付額は3,520,000円、総額につきましては9,760,000円となっております。以上、報告第20号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第20号平成29年度新十津川町新規奨学生の選定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第20号平成29年度新十津川町新規奨学生の選定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第21号平成29年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況について、事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書35ページをお開き願います。まず上の表の平成29年度の状況についてご覧ください。新十津川小学校は、知的学級が3人、情緒学級が2人、虚弱学級が1人、言語学級が1人ということになりました。合計4学級で7人となっております。中学校につきましては、知的学級が2人、情緒学級が4人で、合計2学級6人となっております。学年ごとの内訳については表でご確認いただきたいと思います。下段の表につきましては、昨年度の設置状況でございまして、昨年度と比較しますと、全体では知的学級の人数が1名減、言語学級で1名減で、15人から13人に減少してございます。今年度は中学校の言語学級が不要となりましたので閉鎖いたしてございます。以上、報

告第21号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第21号平成29年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第21号平成29年度新十津川町新規奨学生の選定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第22号平成28年度滝川市適応指導教室利用状況(後期分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書37ページをお開き願います。平成28年度滝川市学校適応指導教室「ふれあいルーム」の利用状況でございますけれども、小学校につきましては、10月から3月まで利用者がございませんでした。中学校につきましては、10月から3月までの間に利用者は3月までで実人数1人、延日数は12日間となっております。参考といたしまして、前期分を下段の表に記載させていただいております。以上、報告第22号の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第22号平成28年度滝川市適応指導教室利用状況(後期分)についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、報告第22号平成28年度滝川市適応指導教室利用状況(後期分)についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第8号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書39ページをお開き願います。下段、改正理由につきましては、教育委員会における意思決定機能を高め、審議の活性化を図るとともに、委員による議論を深めるため、協議会の設置について、議決を求めるものでございます。具体的には、会議に付すべき議案の事前審査や所管事項について調査研究、その他の協議を要する場合に協議会を招集することができる旨の規定を加えることを目的として改正するものでございます。それでは、内容の説明をさせていただきます。40ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表でございますが、従前16条であったものを17条に繰り下げて、16条として加える内容となっております。16条の規定でございますけれども、この新たな16条では、教育長は、会議に付すべき議案について事前に、事前の審議又は新十津

川町教育委員会の所管事項についての調査、研究その他研究協議を要するものがあると認めるときは、協議会を招集することができることといたしまして、必要な場合にこの委員会にすぐかけるのではなく、事前の協議であったり、委員会開催後においても必要な事項があった場合には委員の皆様にお集まりいただいて調査研究ができるということの規定でございます。議案書に戻りまして、39ページ附則といたしまして、この規則の改正は、交付の日から施行するといたしてございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

これは、臨時会とは違う別のものという扱いなんですか。

◎中畑事務局長

会議の規定につきましては、41ページをご覧いただきたいのですが、第3条に会議の規定がございます。会議は、定例会及び臨時会ということでございます。まあ基本的な会議はこの2つでございます。今規定しようとしているものにつきましては、臨時会とは別に、いわゆる勉強会的なことでも集まれるような体制を整えるという目的で、42ページから43ページのところに新たに協議会という規定を設けるという主旨でございます。

◎近藤委員

教育長が必要であると認めたときというのがあるので、同じようなあれなのかなと思ったんですが。

◎中畑事務局長

会議の場合は、議事録を作成するという都合が生じてくるわけでございますけれども、この協議会につきましてはそのようなことではなく、本当に勉強会的に集まりいただいたときにお話合いができるという場を設けたいという形式でございます。

◎近藤委員

ということは、議事録とかは残らないということなんですね。

◎中畑事務局長

はい。

◎久保田教育長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

この協議会の、メンバーというのは、この中のメンバーのほかには。

◎久保田教育長

説明を求めます。事務局長。

◎中畑事務局長

会議に付すべき議案の関係ということでございますので、基本的にはこの委員の方々にお集まりいただきたいということで考えております。必要に応じて、オブザーバー的な形で説明員を求めることは起こり得るかと思いますが、基本的にはこの委員が基本として構成されるものとしてございます。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎熊澤委員

この協議会というのは、わざわざ条項に入れなくてももともとやってきたことではないかなと思うのですが、こうやって入れてしまうと、ある程度の議事の作成が必要になってこないんですか。どうでしょう。

◎中畑事務局長

打合せ会議等をやった場合にも当然会議録的に記録は残す形になろうかと思いますが、この第3条に定める会議の場合には、議事録を作成してこれを公表することとなっております。現にインターネット等でこの議事録を開示しているところでございますけれども、協議会においては、記録は残したとしても公表は基本的には、直ちに公表することまでは必要ないのかなというふうに考えております。情報公開請求の通った、開示請求があった場合には開示することも起こりえると思いますが、基本的には公表しない形で記録を残すことになるかというふうに考えております。

◎熊澤委員

それは分かるんですが、ちょっと無意味的な感じがするんですが、条項に載せるというのは。

◎坂下グループ長

私から若干説明させていただきますけれども、熊澤委員さんがおっしゃられているように、過去に協議という形で、例えば給食センターの民営化ですとか、給食費の改正ということで事前に協議をいただいていたことがございます。今回、こういうふうに明文化したのは、教育委員会制度改革があり、教育委員会の活性化を求められているところがありまして、先の議会にも一般質問で教育委員会制度改革の効果というものを一般質問があったところでございます。それに基づきまして、教育委員会としても活性化のためにこういうことをしていますということを周知するためにも、明文化した形の中で今

後協議という形を進めていきたいと考えております。今後、協議をしていく案件といたしますか、想定されるものにつきましては、例えばコミュニティ・スクール、平成30年度からの実施を予定しておりますが、その進捗状況の報告ですとか、スクールバスの民営化についても検討していくところでございます。それと社会教育計画ですか、その作成も今年度実施していくという中で、委員さんにも、いろいろな意見をいただきながら進めていきたいということで、今回、規定を一部改正したいということで提案させていただいたところでございます。以上で説明を終わります。

◎中畑事務局長

これまで非公式な開催だったものを、これから公式な開催の中で行っていききたいというところでは。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎熊澤委員

はい。

◎久保田教育長

それでは、これより議案第8号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第8号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書45ページをお開き願います。1 委嘱しようとする者、氏名、千石正巳、新十津川小学校教頭でございます。2 任期は、平成29年4月25日から平成30年3月31日まで。提案理由といたしまして、新十津川小学校の教頭の人事異動に伴い欠員が生じたので、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規定により議決を求めるところでございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書47ページをお開き願います。1任命しようとする者、表をご覧いただきたいと思います。学校長といたしまして、佐藤校長、鎌田校長のお二人、それから、その他教育委員会が必要と認める者という区分でございますが、それぞれの教頭先生ということで、千石教頭、坂本教頭の2名、それぞれの小学校の特別支援教育コーディネーターからということで、小学校からは平間教諭、植田教諭、中学校から佐々木教諭の計3名でございます。次に新十津川町保健福祉課の職員ということで、鎌田介護・福祉グループ長、岡田健康推進グループ長、加藤保健師の3名でございます。教育委員会の職員ということで、私中畑と坂下の2人としてございます。2任期につきましては、任命の日から平成30年3月31日まで、1年以内と定められており、定めておりますのでこの期間ということでございます。提案理由といたしまして、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、議決を求めるものでございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

委員さんの中でこの教頭先生、小学校、中学校それぞれ入っていますが、それが教育委員会が必要と認める者というふうになってはいますが、校長先生と教頭先生は入るといふようなことにはならないんですかね。これでいくと教育委員会が必要と認めないこともあるということなんですかね。

◎中畑事務局長

選任にあたって、校長については指名という形でございますけれども、そのほか教育委員会が必要と認める者というところで、必ずしも学校の教頭でなくてもいいという規定にはなっております。ただ慣例上、ここの部分については従前より教頭をお願いしているというところでございますけれども、一応、選任するにあたっての余地は残しておいているということで、固定化することには至っていないという状況かと思っております。

◎近藤委員

固定化してもいいような気がするんですけども。これのほかに、校長、教頭のほか

に、必要と認める者みたいな感じでもいいのかなど思っているんですけども。慣例としてずっと入っているのであれば、固定化してもいいのかなどは思ったんですけども。

◎新田委員

教頭先生じゃなくてもいいということですか。

◎久保田教育長

そうです。今の状況は、広くした中で適任がたまたま小学校の教頭ということの任命をしているということ。例えば、本町の場合は設定して、配置になっていませんけれど、学校、市とかで主幹教諭を配置しているところにおいては、このような表現にして、例えば教頭にしようか主幹教諭にしようかとかそういう広げられる余地はあるということで、本町も今ほど事務局長が説明したように、エリアを広げ、範囲を広げた中で適任が教頭であるということですね。

◎近藤委員

これ何か人数的な制限とかはあるんですか。決まりとかこの枠というか。

◎中畑事務局長

それでは、新十津川町特別支援教育連携協議会規則について若干説明をさせていただきます。規則の第3条で組織という規定を設けておきまして、協議会は委員14人以内で組織すると規定してございます。それから、委員の構成につきましては、次に掲げる者のうちから新十津川町教育委員会が任命するとしておきまして、1号から5号まで規定してございます。まず1号として教育委員会の職員、2号として新十津川町保健福祉課の職員、3号として町立小中学校長、4号として町立小中学校の特別支援教育コーディネーター、5号としてその他教育委員会が必要と認める者としておきます。そういった中で、そのその他教育委員会が必要と認める者に今回、まあ慣例によりまして教頭お二方をお願いするというところのご提案でございます。まあこの教頭を指名するということになりますと、規則の改正が伴うことになるというところでございます。以上でございます。

◎近藤委員

人数的にはまだ、今12人なので、14人以内ということでまだ余裕があるみたいなんです。

◎中畑事務局長

そうですね。

◎近藤委員

ということは、まだ必要と認める者の方がいれば、いいということですね。

◎久保田教育長

例えば、スクールカウンセラーですとか、うちは設置していませんけれどもソーシャルワーカーとか、そういう範囲内の人数も余裕がありますし、今現状で運営する中では教頭が適任であるという中で、14名以内の12名で任命させていただきたいとい

う上程でございます。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第11号新十津川小学校社会科副読本改訂委員会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書49ページをお開き願います。1委嘱しようとする者、氏名、千石正巳、職名、新十津川町立新十津川小学校教頭でございます。任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までといたしております。提案理由といたしまして、新十津川小学校の教頭の人事異動に伴い欠員が生じたので、新十津川町社会科副読本改訂委員会委員設置規程第3条の規定により議決を求めるものでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号新十津川小学校社会科副読本改訂委員会委員の委嘱についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第11号新十津川小学校社会科副読本改訂委員会委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第11号新十津川小学校社会科副読本改訂委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第12号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書51ページをお開き願います。1 委嘱しようとする者、氏名、職名、摘要の順に申し上げます。鈴木誠、新十津川町小学校学校評議員でございます。選出理由、評議員でございます。堀隆一、新十津川町中学校学校評議員ということでございます。大窪敏文、文京区長で地域有識者ということでございます。笠井正憲、新十津川町青少年健全育成町民会議代表でございます。地域有識者でございます。廣田あゆみ、民生委員主任児童委員でございます。地域有識者でございます。中川和枝、新十津川町社会教育委員の会委員、地域有識者でございます。小野由貴、新十津川小学校PTA会長、保護者でございます。側哲博、新十津川中学校PTA会長、保護者でございます。片岡浩、新十津川町立新十津川小学校教諭、町立学校職員でございます。亀谷謙宏、新十津川町立新十津川中学校教諭、町立学校職員でございます。任期は、委嘱の日から学校運営協議会が設置される日までといたしております。提案理由といたしまして、第3回定例会で議決賜りました新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程第3条第2項の規定により議決を求めるものでございます。なお、第1回の準備委員会につきましては、5月中、下旬に開催いたしたく日程をさぐっているところでございまして、年度内に6回以内の開催を見込んでいるところでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会委員の委嘱についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第12号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第12号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、次の第5回定例会を5月15日月曜日ということでご提案申し上げます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

ご都合の方、どうでしょうか。

◎熊澤委員

よろしいです。

◎荒山委員

いいです、はい。

◎久保田教育長

ほかに事務局からありますか。

◎中畑事務局長

それでは、6月の定例会の日程でございますが、昨年同様、中旬頃を予定しておりますけれども、委員各位のご都合についてお諮りをいたします。参考までに昨年は6月17日金曜日ということで開催をいたしてございます。今年度は、6月16日金曜日ということでお諮りをいたします。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

6月の定例教育委員会は、6月16日金曜日ということでお願いします。ほかにございませんか。

◎熊澤委員

6月の11日、青少年健全育成のつどいなんですけど、都合が悪いので欠席させてほしいんですけども。例年、審査員になっていたと思うんですけど、何かそういうのが来たら対処願いたいんですけど。

◎久保田教育長

今ほど、熊澤委員から当日都合が悪いということで、作文の発表者の選考委員の代理ということで教育委員さんから1名選出いただきたいのですが、ご検討お願いします。

◎久保田教育長

これについては保留ということで、決定しませんでした。事務局からほかにございませんか。

◎久保田教育長

ないですか。

◎中畑事務局長
はい。

◎久保田教育長

それでは、全ての日程が終わりましたので、以上をもちまして、平成29年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時46分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 熊 澤 定 男

会議録署名委員 新 田 右 子